

指定管理選定にかかる質問回答（スポーツ課所管施設）

施設	項目	質問内容	回答
武道館	7頁 6-(3)カ	「1件当たり100万円未満のものについては、指定管理者が自己の負担と責任において実施する」とありますが、例えば雨漏れのように可及的速やかに都度修繕をしなければならない案件で、1件ごとの費用が100万円以下であっても、累積すると100万円を超えることが事前に想定される場合は設置者のリスクと考えてよいでしょうか。	1件あたりの見積額が100万円を超えるかどうかで、設置者もしくは指定管理者が負担を負うことになります。 なお、「1件」の範囲は、修繕の内容が関連しており、一体と認められるかによって判断します。
武道館	9頁 6-(3)チ	「他の民間事業者に暫定的な施設利用を認める仕組み(トライアル・サウンディング)を導入する場合があります」とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。またその際、使用の許可の許可の納入がどのようになるのかご教示ください。また、その手続きには指定管理者が関与するのでしょうか。	指定管理者以外の民間事業者(暫定利用者)が、公園等の指定管理施設内でアウトドアワークショップを開催したり、キッチンカーを設置することを想定しています。 トライアル・サウンディングは、暫定利用者が県に対して申請手続や使用料納入を行うものであり、指定管理者は直接的には関与しません。
武道館	9頁 6-(3)ツ	屋根瓦の経年劣化が進行しています。屋上の瓦を指定管理期間中に指定管理者が管理することは困難であり、このような場合でも事故が発生した場合、指定管理者の管理瑕疵による責任となりますか。現状、施設そのものの欠陥に該当すると考えます。	施設の経年劣化による損傷等への対応については、リスク分担表に基づき指定管理者または県が負担することとなります。
武道館	22頁	審査項目「サービスの向上」の審査内容として「利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。」とありますが、様式第3号事業計画書では「4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力について」の(4)その他に「利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法」「利用者の要望の把握および対応策」があげられています。 「2 施設の効用を最大限に発揮させることについて」の「(2)サービスの向上について」欄に記載するのか、「(4)その他」欄に記載するのか、どちらに記載すればよろしいですか。	いずれに記載いただいても結構です。
アイスアリーナ	4頁 4(2) 管理業務の範囲外の業務 ※	「令和5年3月に目的外使用許可の基準緩和を行いました。」とありますが、具体的にどのような緩和が行われたのかご教示ください。また、その場合、指定管理者はどのようなことをすればよいのでしょうか。	これまでレストランや関連イベント、講座の開催等にとどまっていた自主事業について、基準に適合するものを広く認めることを目的とした「自主事業承認基準」策定に併せて、目的外使用許可基準の緩和を行いました。 指定管理者は、施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に自主事業を提案してください。
アイスアリーナ	6頁6(1)ウ(ウ)管理料の精算 12頁 6(5)ケDXの推進	令和4年に県が導入された券売機等のシステムをキャッシュレス決済対応に変更しようとした場合、券売機等にキャッシュレス決済の端末を取り付ける費用および対応システムの更新等に初期投資費用として100万円以上かかる見込みです。この場合、募集要項および基本協定第10条の「100万円以上の修繕」に該当しますか。 また、キャッシュレス決済にかかる手数料の取り扱いの指定はありますか。手数料を除いた分を利用料金収入としてよろしいでしょうか。	今回のキャッシュレス決済導入は、券売機とは別に決済端末を設置することを想定しております。 キャッシュレス決済に係る手数料は、管理業務経費として指定管理者の負担となります。 なお、券売機の改修については、見積額が1件100万円以上の場合は県が実施することとなります。

施設	項目	質問内容	回答
アイスアリーナ	9頁 6(3)管理の基準 チ	「他の民間事業者にて暫定的な施設利用を認める仕組み(トライアル・サウンディング)を導入する場合があります」とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。またその際、使用の許可の手続や使用料の納入がどのようになるのかご教示ください。また、その手続きには指定管理者が関与するのでしょうか。	指定管理者以外の民間事業者(暫定利用者)が、公園等の指定管理施設内でアウトドアワークショップを開催したり、キッチンカーを設置することを想定しています。 トライアル・サウンディングは、暫定利用者が県に対して申請手続や使用料納入を行うものであり、指定管理者は直接的には関与しません。
アイスアリーナ	10頁 6(4)リスクの分担	表中の「物価等の変動」で、急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動(ただし、光熱水費を除く。)とありますが、光熱水費の変動に対する支援は別にあるものと理解してよろしいでしょうか。	光熱費の高騰への対応については、令和4年度以降の状況を踏まえて実施してきたところですが、今回の参考額については、近年の光熱水費状況を踏まえ、算定したところです。 今後については、令和8年度以降の光熱水費状況により対応を検討することとなります。
アイスアリーナ	21頁 9(2)審査方法等 22頁 審査項目、審査内容配点	選定に当たっての審査方法等に「選定基準ごとの採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とします。」とありますが、22頁の表中(3)の参考額をどの程度下回っているかの項目の配点は、管理料参考額と同額であれば6割を満たす認識で間違いはないでしょうか。	採点等の審査については、審査基準に基づき、選定委員会の意見を聴いて実施するものであり、審査基準以上の詳細はお答えしかねます。 なお、失格については、審査項目ごとではなく、選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点により判断することとなります。
長浜ドーム	3頁4(1)ア(イ)	利用料金の徴収に関する業務について、利用をキャンセルされた際、料金の徴収はしないという認識でよいでしょうか。また、今指定管理期間中にキャンセルポリシーを制定されることが望まれますが、その予定はあるのでしょうか。	滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例に、原則使用開始前までの利用料金納入や利用料金を還付しないことを規定していることから、条例に則り、指定管理業務を行っていただくことになります。 利用者が納める必要があるのは利用料金であり、料金を納入しているかどうかで取り扱いが異なります。 キャンセルポリシーについては、今後検討をします。
長浜ドーム	3頁4(1)イ(コ)	正面広場のモニュメントについて、その他施設及び設備の維持管理に関する業務に含まれるでしょうか。	正面広場のモニュメントは長浜ドームの維持管理に関する業務に含まれます。
伊吹運動場	6頁2～3行目(イ)参考額	提示されている指定管理料11,216,000円(5年間)の積算根拠の確認はできますでしょうか。	直近3年間の利用料収入および管理経費の実績から必要と見込まれる管理料を算出しています。